

第4次糸田町男女共同参画基本計画

概要版

令和6年度～
令和10年度



糸田町

基本理念

お互いを尊重し、すべての人が 自分らしく輝くことができる糸田町

- ① 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 家庭を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。
- ⑤ 子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組が推進されること。
- ⑥ 学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組が推進されること。
- ⑦ 男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。
- ⑧ 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して推進されること。

基本目標

- 基本目標 1 あらゆる分野における女性の活躍
- 基本目標 2 安全・安心な暮らしの実現
- 基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の充実と推進体制の強化



基本計画の体系

施策の方向

具体的事業

基本目標 1 あらゆる分野における女性の活躍

1 地域社会における男女共同参画の促進

- ① 審議会等、政策・方針決定の場への女性参画推進
- ② 地域団体の役員への女性参画の促進
- ③ 男女共同参画の視点に基づく防災活動や災害時避難所の生活環境の確保

2 働く場における女性の活躍推進

- ④ 女性の労働環境向上に関する啓発
- ⑤ あらゆるハラスメント防止の啓発
- ⑥ 町女性職員の管理職登用の推進

3 女性の活躍推進のための支援

- ⑦ 女性の活躍推進のための機会提供

基本目標 2 安全・安心な暮らしの実現

1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

- ⑧ DV等防止の啓発
- ⑨ DV等に関する相談や関係機関との連携

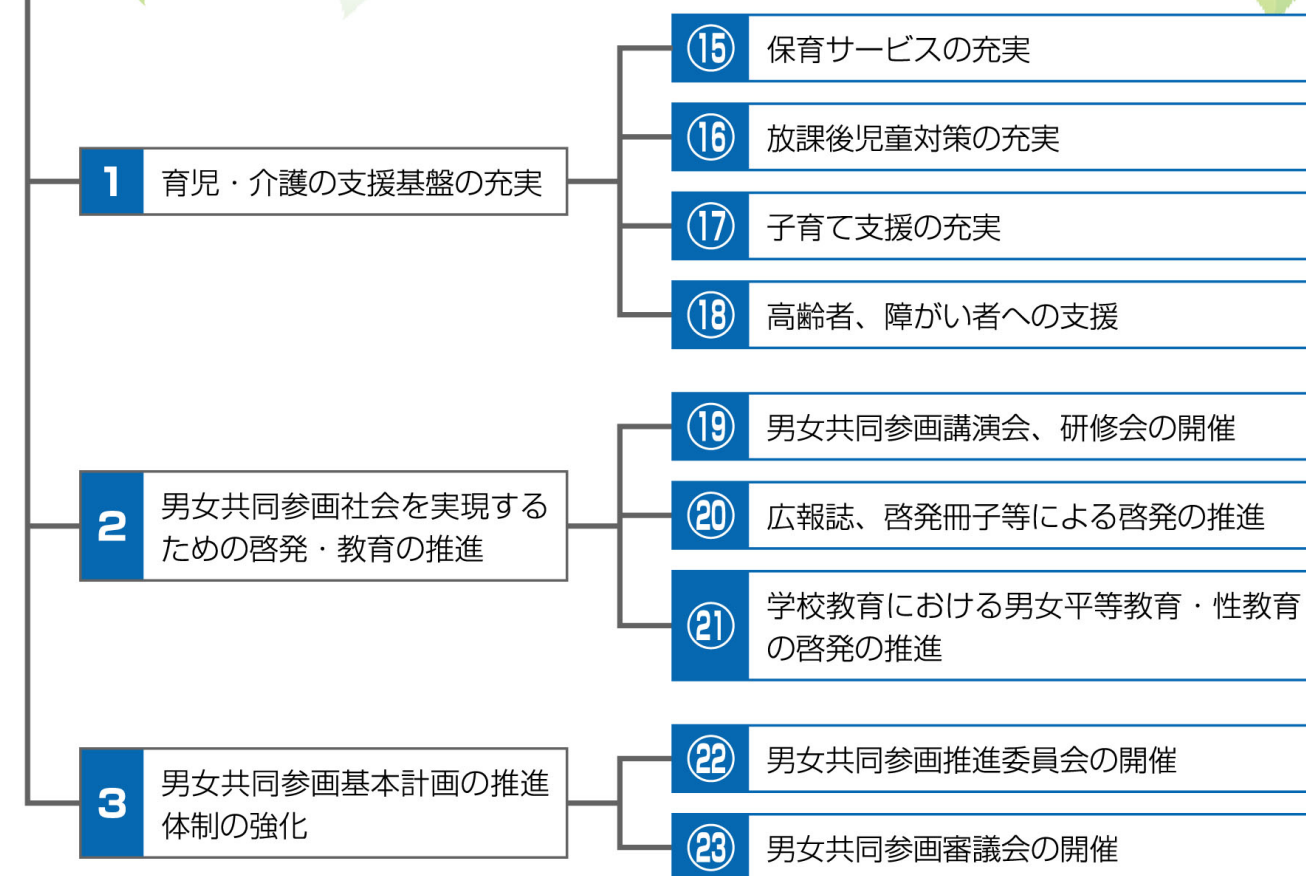
2 生活上の困難や人権課題への支援

- ⑩ ひとり親家庭等への支援
- ⑪ 人権教育・啓発の推進

3 生涯を通じた健康づくりへの支援

- ⑫ 心身の健康づくり
- ⑬ 妊娠・出産の健康支援
- ⑭ スポーツ分野における男女共同参画

基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の充実と推進体制の強化



男女共同参画社会とは？

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。「男だから、女だから」と自分がやりたいことができなかったり、言えなかったことはありませんか？性別でそれぞれの役割を決めつけず、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会をみんなで作りましょう。

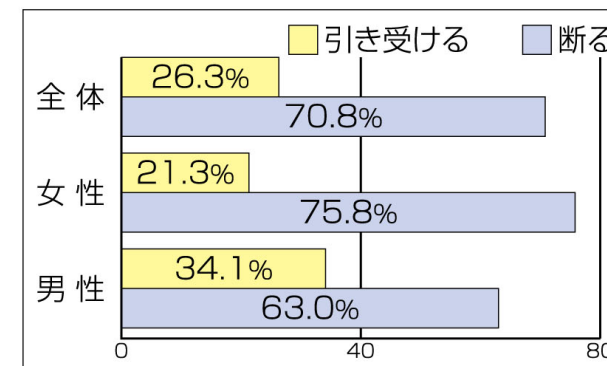


基本目標 1 あらゆる分野における女性の活躍

現状と課題

「令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査」より

◆「自治会(区長・組長)、PTA 会長など地域の役職や、まちの審議会や委員会の委員」について、あなたが就任を依頼されたら引き受けますか。



◆「断る理由は何ですか。」

女性	① 役職につく知識や経験がないから
	② 家事や育児、介護に支障がでるから
男性	① 仕事に支障がでるから
	② 役職につく知識や経験がないから

◆災害時の避難所運営について、何が必要だと思いますか。

女性	プライバシーや安全の確保
男性	それぞれの必要に応じた物資の供給

ニーズに合わせた支援、
多様な視点を持った配慮が必要！

具体的事業

施策の方向1

地域社会における男女共同参画の促進

- ▶ まちの審議会等に対し、構成員の30%以上を女性が占めることを推進。
- ▶ 地域団体の役員への女性参画の促進。
- ▶ 多様な視点から、防災活動及び災害時避難所の運営に取り組む。

施策の方向2

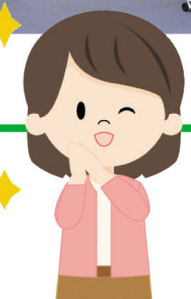
働く場における女性の活躍推進

- ▶ あらゆるハラスメントの防止に向けて啓発する。
- ▶ まちにおける女性職員の管理職登用及び、個々の能力を十分に発揮できる職場づくりの推進。

施策の方向3

女性の活躍推進の促進のための支援

- ▶ 女性が様々な分野において活躍、参画できるよう、講座及び講演会の実施情報の周知を図る。



目指すまち

- ◆ 女性があらゆる分野で活躍できる社会。
- ◆ それぞれのニーズに合わせた支援を行い、すべての人が安心して快適に過ごすことができるように多様な視点から、防災活動及び災害時避難所の運営に取り組む。

基本目標2 安全・安心な暮らしの実現

現状と課題

「令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査」より

- ◆あなたはDV(ドメスティック・バイオレンス)を受けたことはありますか。

「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

	女性	男性
はい	19.8%	5.2%
いいえ	77.2%	91.9%
不明	3.0%	2.9%

- ◆DVを受けた後、誰かに相談しましたか。
(DVを受けたことがあると回答した方のみ)

女性、男性とも、

① 相談しなかった

と回答した人が多い結果に！

② 家族、親戚に相談した

- ◆相談しなかった理由。

- ・相談しても無駄
- ・相談するほどではない など



- ◆あなたの性によって、負担感や生きづらさを感じるとしたらどんなときですか？

女性	仕事と家事・育児・介護を両立する負担が大きい
男性	仕事の責任が大きい、仕事できて当たり前と言われる

「男だから、女だから」など、
性別に基づく無意識の「決めつけ」

具体的事業

施策の方向1

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

- ▶ DV等防止の啓発及び、被害者支援（相談・緊急一時保護など）に関する取り組み。

施策の方向2

生活上の困難や人権課題への支援

- ▶ ひとり親家庭等への各種助成や手当金の支給、支援事業の情報提供を行い、関係機関と連携しながら支援の充実を図る。
- ▶ LGBT当事者や障がい者、高齢者など困難な状況に置かれている人々が安心して生活できるように、講演会及び学校における人権教育を推進する。

施策の方向3

生涯を通じた健康づくりへの支援

- ▶ 各種健康診査の受診率の向上を図るとともに、生涯を通じた心身の健康づくりの支援。
- ▶ 女性が安心して妊娠、出産するための支援や不妊治療への支援を行う。性感染症に関する啓発、学校における性教育の充実を図る。
- ▶ 健康づくりのためのスポーツ教室の実施を推進。

目指すまち

- ◆あらゆる暴力をなくし、安全に暮らすことができる環境づくりに取り組む。
- ◆それぞれの家庭（個人）の在り方を尊重し、それに応じた支援や人権教育を推進する。
- ◆女性の活躍推進のために健康づくり、及び不妊治療や女性が安心して妊娠・出産できるための支援を行う。



基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の充実と推進体制の強化

現状と課題

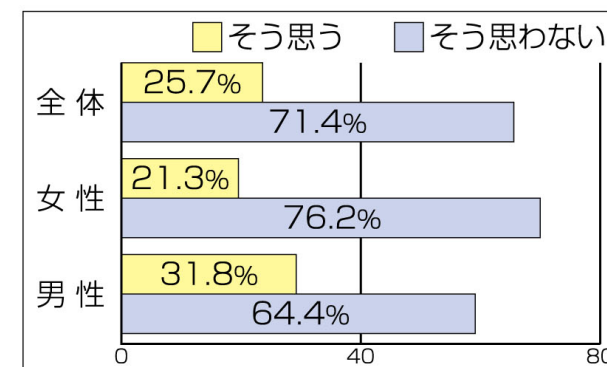
「令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査」より

- ◆男性が育児休暇・介護休暇を取得することについて、あなたの考えを教えてください。

全体で、男性も取得するべきだと回答した割合が多い結果に！

「男性も取得するべき」
「どちらかといえば男性も取得するべき」の合計
女性：80.2% 男性：76.3%

- ◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



- ◆男女共同参画社会を実現するために、行政が力を入れるべきだと思うこと。

- ・すべての人が気軽に相談できる場をつくること
- ・男女平等の視点から、教育や学習を進めること

具体的事業

施策の方向1

育児・介護の支援基盤の充実

- ▶ 多様な保育サービス、子育て支援に関する事業の充実を図る。
- ▶ 放課後児童対策の充実を図る。
- ▶ 高齢者、障がい者への各種支援事業、及び虐待防止・権利援護の取り組みを推進する。

施策の方向2

男女共同参画社会を実現するための啓発・教育の推進

- ▶ 講演会、研修会を開催する。
- ▶ 広報誌や啓発冊子等を用いて、男女共同参画の意識の向上を図る。
- ▶ 学校教育における男女平等教育、生命の尊厳、人権尊重の視点に基づいた性教育の啓発の推進。

施策の方向3

男女共同参画基本計画の推進体制の強化

- ▶ 推進委員会において、調査研究及び、役場内の各職場における意識啓発。
- ▶ 審議会において、本計画の実施状況を報告し、施策に関する提言を受け、男女共同参画施策の効果的な推進を図る。

目指すまち

- ◆育児・介護の支援基盤を充実し、子どもから高齢者まですべての人が暮らしやすいまちを目指す。
- ◆あらゆる啓発活動を行い、男女共同参画の意識を高める。



ひとりで悩まずに、ご相談ください



**福岡県配偶者からの
暴力相談電話（夜間・休日）**

電話番号／092-663-8724

日時／月～金曜日…17時～24時

土・日曜日、祝日…9時～24時

※年末年始を除く

**配偶者からの暴力相談電話
（田川）**

電話番号／0947-42-4850

日時／月～金曜日…8時30分～

17時15分

※祝日・年末年始を除く

**男性 DV 被害者のための
相談ホットライン**

電話番号／070-4410-8502

日時／毎週火・木曜日…18時～21時

毎週土曜日…10時～13時

※年末年始を除く

※面接相談（オンライン含む）は要予約

**LGBT の方の DV 被害者
相談ホットライン**

電話番号／080-2701-5461

日時／第1日曜日…14時～17時

第3水曜日…18時～21時

※年末年始を除く

※面接相談（オンライン含む）は要予約

第4次糸田町男女共同参画基本計画【概要版】

発行 糸田町（担当：人権推進課）

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1

☎0947-26-4024（直通）